

訳者まえがき

本書は、*Alexander Aichele/Jakob Meier/Joachim Renzikowski/Sebastian Simmert*, *Einführung in die Logik und ihren Gebrauch: ein kleines Kompendium (nicht nur) für Juristen*, 2015の全訳である。

月並みではあるが、法学は論理学と深い関係を有している。例えば、多くの条文は「 p ならば q である」という条件文(条件命題)の構造で表されているが、その構造を論理的に説明すると「 $p \supset q$ 」という記号で表され、「 \supset 」という論理定項は条件法、命題 p の部分は前件、命題 q の部分は後件と呼ばれている。この「 p ならば q である」という条件命題は、現代論理学によれば、真の場合だけではなく、偽である場合も考察に入れられており、命題 p の真偽と命題 q の真偽をそれぞれ組み合わせた4通りの複合命題相互の関係を図で表すと、四角形を描くことができる。この四角形は、法学の分野に戻ると、規範相互の関係として捉えられ、命令規範・禁止規範と許容命題(許容規範)の体系的相違をもたらすことになる。

このように、規範の構造や体系的地位を引き合いに出すだけでも、論理学が法学の基礎理論を構成していることがみてとれよう。しかし、法律に携わる今日の研究者や実務家の間で、論理学の重要性がどこまで共有されているかは甚だ疑わしい。実際に日本では、多くの法学部生が論理学を受講しないまま卒業し、訳者が専門領域としている刑法学の分野でも論理的考察を踏まえた研究は敬遠されている。もはや実定法学では論理学の知識は必要とされず、論理学とは何かを正確に理解している実定法研究者や実務家はほとんど見当たらないとさえいわれている。こうした現状は、日

本に特有のものではなく、少なくともドイツでもみられるようである。

もっとも、法学の立場から論理学の内容を修得することは、決して容易ではない。いきなり記号を使って論理学を説明されても、そのような記号になじみのない者にとっては拒絶反応が生まれるだけであろう。そこで、法学の立場から「論理学とは何か」を丁寧に執筆されたのが本書である。中心的な著者であるヨアヒム・レンツィコフスキー教授は、ドイツ・ハレ大学において刑法・法哲学講座を率いる規範論者の重鎮であり、本書では刑法の諸問題が例として数多く登場している。講義の内容が基になっているため、本書の題名にはEinführung、副題にはkleines Kompendiumとつけられているが、その内容は、決して入門やハンドブックのレベルにとどまらない高度なものである。論理学がどのようにして法学で使用されるのかまで踏み込んで説明されており、実例として論理学的考察に基づいた判例評釈が展開されている。それゆえ、題名の訳語については『法学における論理学の使用法』とつけることにした。

訳者にとっても論理学は門外漢であり、未熟さが目についていることは否めない。それでも、本書の刊行を勧めてくださった川口浩一先生には、この場を借りて謝意を表したい。授業期間中の毎週月曜日、明治大学和泉キャンパスの図書館入口にあるカフェの一角で、拙訳の一部を検討してくださっただけでなく、論理学の基礎もご指導いただいた。もっとも、本書での至らない点については、全て訳者の責任である。また、日本語訳での刊行を快諾してくださったヨアヒム・レンツィコフスキー先生にも、心から御礼を申し上げたい。レンツィコフスキー先生は、原著6頁に記載されている三角形の図について、「bezeichnetとmeintが逆ではないか」とメールにて質問したところ、すぐにご検討くださり、訳者の指摘が正しいことをご教示いただいた。

訳者まえがき

なお、本書の刊行にあたっては、大東文化大学特別研究費研究成果刊行助成を賜った。この場に記して謝意を述べたい。

最後に、本書の意義を洞察され、刊行にあたって煩雑な手続をお引き受けいただき、校正に際して最適の助言を与えてくださった法律文化社の梶原有美子さんに、感謝申し上げたい。

2021年6月

小島 秀夫